

食品・物品の受け渡しに関する利用規約

この利用規約は社会福祉法人 広島市社会福祉協議会 佐伯区事務所(以下「当会」という。)が「さえきつながりドライブ」として食品や物品等の無償提供をする取組についての条件を定めるものです。提供を受ける団体や個人(以下「団体」という。)は本規約に従って取組を行います。

第1条(目的等)

- 1 この取組は、まだ活用できる食品や物品(以下「食品等」という。)を必要とする団体(個人含む)に渡すという「もったいないをつなぐ取組」により、地域活動の活性化や充実を目指すとともに、支え合いのまちづくりを進めていくことを目的とします。
- 2 団体はこの目的を理解し、当会から食品等の提供を受け、これを活用した取組を行う非営利の活動団体とします。

第2条(食品等の提供)

- 1 当会は市民、フードバンク団体、企業等の第三者から食品等の提供を受け、団体の希望を考慮して、団体に対し無償で提供します。
- 2 当会は前項の食品等の提供について、団体にいかなる金銭的もしくは経済的対価を要求しません。
- 3 当会は団体に対し、食品等の取扱い方法や摂取時期等について必要な指示をすることができます。

第3条(食品等の利用方法)

- 1 団体は当会から受領する食品等を適正に管理・活用しなければなりません。
- 2 団体は前項の食品等を第三者に提供する場合、対価を要求してはなりません。
- 3 団体は第1項の食品等を第三者に提供した場合、同食品等により第三者に事故(食中毒、けが等)が生じた場合、その責任を負わなければなりません。

第4条(食品等の品質、管理並びに責任)

- 1 当会及び当会に食品を提供する第三者は、当会が第2条により提供する食品等について、団体に対しその品質を保証しないものとし、同食品等に関して生じた事故(食中毒、けが等)について、団体及び団体が提供した第三者に対し、その責任を負いません。
- 2 団体は第3条に基づき受領した食品等について、その品質に応じ適正に選別、保存、廃棄し活用しなければなりません。

第5条(請求権及び訴権の放棄)

団体は第2条の食品等に関し、当会及び団体に食品を提供する第三者に対して取得する可能性のある一切の請求権及び訴権を放棄し、当会もしくは当会に食料等を提供する第三者を被告とする訴訟を提起できないものとします。

第6条(利用規約の変更)

当会は以下の場合には団体に個別の合意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- 1 本規約の変更が団体の利益に適合するとき
- 2 本規約の変更が取組の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事項に照らして合理的なものであるとき